

鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議（以下「県民会議」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものである。

(審議する事項)

第2条 県民会議は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第1号）別表第1で定める事項を審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 健康づくり文化の創造のための施策に関する事項
- (2) その他、健康づくり文化創造の推進に関する事項

(組織)

第3条 県民会議の委員は、別表に掲げる団体に属する者で構成し、80人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 県民会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 県民会議は、議事に応じ、その議事に関係する団体に属する委員を会長（会長が定まる前にあつては審議会の庶務を行う所属の長）が招集して開催する。

- 2 県民会議は、会長がその議長となる。
- 3 県民会議は、議事に関係のある委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 県民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 県民会議に、次の各号に掲げる事項を審議させるため、当該各号に定める部会を置く。

- (1) 健康づくり文化創造の推進に関する事項 鳥取県健康づくり文化創造推進会議
 - (2) 食育推進のための施策に関する事項 健康を支える食文化専門会議
 - (3) 鳥取県食育推進活動知事表彰の被表彰者の選考に関する事項
鳥取県食育推進活動知事表彰選考委員会
 - (4) 自死対策に関する事項 心といのちを守る県民運動
 - (5) 生涯を通じた県民の歯科保健対策としての8020運動の具体的な施策等に関する事項 鳥取県8020運動推進協議会
 - (6) よい歯のコンクール知事表彰の被表彰者の選考に関する事項
鳥取県よい歯のコンクール審査会
 - (7) 県民健康栄養調査の実施及び分析に関する事項 健康栄養専門会議
-
- 2 前項各号で定める部会に属する委員は、別表に掲げる団体に属する者で構成し、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
 - 4 部会長は、当該部会の会務を掌理する。
 - 5 部会長は、必要に応じて、専門的な事項を審議するための専門委員会を、部会の下部組織として設置することができる。
 - 6 前条の規定にかかわらず、県民会議は、部会の決議をもって県民会議の決議とすることができます。

(庶務)

第8条 県民会議の庶務は、鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課において行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。
(委員の任期)
- 2 この要綱の施行の際、現に委員である者の任期は、その残任期間までとする。
(鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議設置要綱の廃止)
- 3 鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議設置要綱(平成20年10月24日付福祉保健部長通知)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
(関連要綱の廃止)
- 2 鳥取県食育推進活動知事表彰選考委員会設置要綱及び鳥取県心といのちを守る県民運動設置要綱、鳥取県8020運動推進協議会設置要綱、鳥取県よい歯のコンクール審査会設置要綱(いずれも平成25年10月11日付福祉保健部長通知)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成27年5月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成27年11月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成28年1月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成28年1月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成29年7月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和5年4月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和5年8月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和6年5月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和6年9月13日から施行する。

別表（第3条、第6条、第7条関係）

区分	団体名	県民 会議	第7条第1項の各号に規定する部会							備考
			第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	
地域	鳥取県食生活改善推進員連絡協議会	○	○	○						
	鳥取県連合婦人会	○		○	○	○	○			数名程度
	鳥取県民生児童委員協議会	○				○				
	鳥取県市町村保健師協議会	○					○			
	鳥取県国民健康保険団体連合会	○	○							
	健康づくり推進員	○	○							
職域	鳥取県保険者協議会	○					○			数名程度
	全国健康保険協会（協会けんぽ）鳥取支部	○	○							
	鳥取県商工会議所連合会	○				○				
	鳥取県商工会連合会	○	○							
	鳥取産業保健総合支援センター	○				○				
	鳥取労働局	○	○			○	○			数名程度
専門 団体	鳥取県産業看護研究会	○				○	○		○	数名程度
	公益社団法人鳥取県医師会	○	○			○	○			数名程度
	一般社団法人鳥取県歯科医師会	○	○				○	○		10名程度
	一般社団法人鳥取県歯科衛生士会	○					○			
	鳥取県歯科技工士会	○					○			
	一般社団法人鳥取県薬剤師会	○	○				○			数名程度
関係 団体	公益社団法人鳥取県看護協会	○	○			○				数名程度
	公益社団法人鳥取県栄養士会	○	○	○	○		○		○	数名程度
	日本健康運動指導士会鳥取県支部	○	○							
	鳥取県P.T.A協議会	○				○				数名程度
	鳥取県農業協同組合中央会	○		○	○					
	株式会社マルイ	○		○						
学識	公益財団法人鳥取県学校給食会	○		○						
	鳥取県子ども家庭育み協会	○		○			○			数名程度
	鳥取県弁護士会	○				○				
	鳥取県司法書士会	○				○				
	社会福祉法人鳥取いのちの電話	○				○				
	コスモスの会	○				○				
行政	公益社団法人認知症の人と家族の会鳥取県支部	○				○				
	株式会社新日本海新聞社	○	○			○				
	鳥取大学	○	○	○		○			○	数名程度
	鳥取短期大学	○	○	○					○	
	鳥取看護大学	○	○							
	国	中国四国農政局	○		○					
鳥取県	福祉保健部	○			○	○			○	数名程度
	生活環境部	○			○	○				数名程度
	農林水産部	○			○					
	病院局	○				○				
	教育委員会	○			○	○				数名程度
	警察本部	○				○				数名程度
市町村	東部圏域	○	○	○		○			○	数名程度
	中部圏域	○	○	○		○			○	数名程度
	西部圏域	○	○	○		○			○	数名程度
公募	—	—	○	○						